大阪府市規制改革会議提言

民都大阪! 楽しいでオオサカ! 好きやねんOSAKA!

平成26年3月28日 大阪府市規制改革会議

大阪府市規制改革会議 委員

会 長 堺屋太一(作家、元経済企画庁長官、内閣官房参与)

副会長 上山信一(慶応義塾大学総合政策学部教授)

小幡寬子(公認会計士・税理士小幡寬子事務所)

岸 博幸(慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授)

原 英史(㈱政策工房代表取締役社長)

福田隆之(NPO法人政策過程研究機構理事)

余語邦彦(ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授)

吉川富夫(元公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授)

<目次>

序 章 基本思想	•••P 4
第1章 規制改革の新たな戦略の提言	•••P 5
第2章 会議で具体化した個別提言	
1 対象分野	•••P18
2 トップダウン型提言	•••P20
3 ボトムアップ型提言	•••P21
巻末資料	•••P30

序章 基本思想

- 〇日本は、今や規制の最も厳しい国であり、そのことが日本の創業率の低さ、経済の長期 低迷、生活における楽しさの欠如、などの原因となっている。そのことは、内外多くの識者 が認めるところである。
- ○大阪は、かつては進取の気性に富み、多くの新業種・新業態を生んできた。ところが、 1990年頃からは、大阪から生まれる新業種・新業態が少なくなり、創業率も低迷している ことは、真に残念である。
- 〇これからの大阪は、進取の気性を取り戻すべく、規制改革を大胆に推進すべきであり、 規制改革において日本の先頭に立つとともに、新技術・新業種の開発実施においても 先端的となるべきである。
- ○従って、東京等よりも厳しい規制は全廃することを基本方針とし、特に、建築規制、空中権の移転に関する規制、広告に関する規制は、東京と同水準か、それよりも緩和する必要がある。
- ○建物容積率に関する規制が、古い建造物の建替えを阻害し、より危険な状態の建造物を 温存し使用させているため、現存する建物と同じ容積までの新改築を認める。
- ○情報機器や新局面の多様化の進展に伴って、世界的にアトリエ付き住宅や住居付き事務 所、医療機関などが増えている。大阪は世界潮流を受け入れ、用途規制から環境規制へ の転換を図る。
- 〇都市の拡大により、都市域内での役割分担が重要になっている。大阪は府市域をいくつ かに分け、それぞれの性格毎に異なる規制基準が必要になっていることを認め、迅速な 許認可制度を築く。
- ○大阪では、これからの高齢化社会にふさわしい規制改革を進めることとし、以上の点に関して、国の規制が妨げとなる場合には、その改革を国にも働きかける。

第1章 規制改革の新たな戦略の提言

行政は、これまで、事業者等が規制緩和を求める個別の法・条例等(WHAT) から規制改革を進めてきたが、本会議では、規制改革の新たなアプローチとして、以下の5つの手法(HOW)を戦略として提案する。

規制改革の5十

「戦略1] プロジェクト方式による規制改革・・・楽しいまちづくり

[戦略2] 東京と大阪の規制の差を常に意識した規制改革

[戦略3] 官官規制改革・・・・国の自治体に対する規制緩和

[戦略4] 特区制度を活用した規制改革

[戦略5] 府市連携して継続的に取り組む規制改革

1-1 戦略1 プロジェクト方式による規制改革・・・楽しいまちづくり

- 〇大阪が、再び力強く成長する都市となるには、民間の自由な活動が不可欠である。
- 〇これまで、国や府市では、民間の活動を促進するため、個別の規制や制度に着目し て

見直しを行ってきたが、住民、事業者等が「元気な大阪」を一体的に感じるには至っていない。

- 〇このため、本会議では、大阪にたくさんの人が集い、活動することを実感できるよう、 これまでに類例のない、世界驚愕全国括目の楽しいまちづくりプロジェクトを大阪で 開催し、その実現に向けて支障となる規制改革や制度見直しを行うなどのプロジェクト 方式の規制改革の手法を提言する。
- ○具体的には、民都400周年となる2015年こそ、大阪に、たくさんの人が集い、楽しさを実感できる「楽しいまち・大阪」として、世界に認められる、飛躍の年にふさわしいことから、2015年に、大阪は「楽しさ」をテーマに様々なプロジェクトを集中的に行う。

【プロジェクト(例)】

都市の水辺の楽しさづくり、御堂筋リノベーション、アーティストサポート 等

〇さらに、大阪の規制改革推進の突破口となる10大イベント「民都400周年10年10大祭」 を2015年から10年間、大阪で実施する。

【プロジェクト(例)】

道頓堀プール、昇龍祭(全都船祭)、梅北板塀500m屋外絵画展 等

2015年 取り組みマップ /odogawa 水の都市軸 Ward) (道頓堀プール、リバー クルーズ等) (Miyal (Nishiy)dogawa Ward) 福島区 (Fukush 御堂筋リノベーション (歩行者天国、フェスティバル 汉市 (Osak 西区 (Nishi モール化等) アーティストサホ°ート Ward) (うめきた2期工事期間 (Konohana Ward) 中アート開放 等) 港区 (Minato Ward) 狼速区 (Tennoji (Naniwa Ward) Ward) カジノを含むIR 大正区 (Taisho Ward) 西成区 (Nishinari Ward) 阿倍野区 (Abeno Ward) 住之江区 方代 (Bandai) (Suminoe Ward) 住吉区 (Sumiyoshi) (c)OpenStreetMap contributors, CC-BY-SA

1-2 戦略2 東京と大阪の規制の差を常に意識した規制改革

- 〇「日本で一番ビジネスしやすい環境」を東西二極の一極である大阪で実現していくた めには、東京より厳しい規制は撤廃する必要がある。
- ○本会議では、委員や府民・事業者からの提案や、府市自ら行った条例・審査基準等の 点検結果について、別表のとおり、東京との比較を行い、デジタルサイネージの大きさ など、東京より厳しい規制等の見直しの提案を行った。
- 〇以上のことから、本会議では、東京より厳しい規制等は廃止することを基本方針とし、 東京等の規制との差を常に意識した規制緩和の手法を提言する。
- ○また、府市で新たに規制を設ける場合、修正する場合等においては、原則として 「東京等より厳しい規制は行わない」ことを前提として検討することを強く求める。

別表 東京等と大阪の規制等の比較(その1)

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例	関連する 会議提言
1 デジタル サイネージ (サイズ)	面積 (東京100㎡、大	建築美観誘導制	·外壁面積の1/10かつ50㎡以内の 制限有。(誘導基準があり、建築前	地域内は100㎡以下、それ以外 は50㎡以下の制限 ・住居専用地域や景観形成特別	リノヘ・ーション (ハイクラスな 街の相応し い広告の掲 出、御堂筋 のフェスティハ・ル
2 高速道路下 の照明 · 広 告	速道路下に照明や広告がよく見られる。	通法、屋外広告 物条例、日本高 速道路保有・債 務返済機構の広	・阪神高速道路下の照明(中之島) 【規制内容】 ・日本高速道路保有・債務返済機構の広告許可基準では、①公共性 ②公益性③安全性④無余地性があるものに限り、広告設置を認めており、営利目的は不可とされている・また道路管理者の維持管理に支障が生じる長期は不可とされている。	・オリンピック関係の広告として 日本橋に広告設置・六本木などで高速道路下にLED 照明設置【規制内容】・許可基準等は大阪と同じ(全国	・御堂筋 リハーション (ハイクラスな 街の相応し い広告の掲

別表 東京等と大阪の規制等の比較表(その2)

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例	関連する 会議提言
3 板塀の絵	絵を描く事例が 多数存在	(道路占用許可) ·道路交通法 (道路使用許可)	【規制内容】 ・交通等の支障がない場合は、道路占用・道路使用許可による板塀設置は可能。板塀に絵・イラストを描くことは原則可能。ただし、商品等の宣伝広告は認められない。 ・作業用構造物(足場等)設置の場合は許可要	・法的には大阪と同じ【その他】・渋谷区では、景観形成特定地	第一次提言 ・アーティストサホ°ート (うめきた2期エ 事期間中の板 塀のアート開放)
4 歩行者天 国	大阪にはほと		・「歩行者天国」という名称の交通規制に存在しないが、日曜・休日・特に存在しないが、日曜・休年を明道の通行規制を実る。・特に周辺の施設は等を勘察した通行を制として・特に周辺の施設は、海域のでは、中之島地区ボリデー規制・中之島地区ボリデー規制・中之島地区ボリデー規制・日曜・休日・中之島地区ボリデー規制・毎日間では、本の配慮(3月から11月までの日曜・休日・毎日の日曜・休日・日曜・休日・日間、日間の日曜・休日・日間、日間の日間、日間、日間の日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日		第一次提言 ・御堂筋 リノヘ・ション (御堂筋の空間 再編成、御堂筋 のフェスティハ・ルモー ル)

別表 東京等と大阪の規制等の比較表(その3)

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例	関連する 会議提言
5 公道上の イベント	公道上のイベント が 大 阪 で は ほ と んどない		御堂筋kappoなど ※水都大阪イベントの一環で中央 公会堂で路上ライブ開催 (道路での客席設置は全国初。府 警と調整) ・公道で行われるイベントに対す る道路使用許可件数は、年間約 4,300件ある。	上でイベント開催 (H25.8.24,25 、約 80 万 人 (H24)参加)	・御堂筋 リノベーション
6 空中権売買	売買の事例がない	容積率適用地区制度 (H14に地区指定)」	・根拠:建築基準法に基づく一団	(開発者:JR東日本) ・根拠:都市計画法に基づく「特 例容積率適用地区制 度(H14に地区指定)」 ・概要:本地区の基準容積は 1300%だが、都市再生 特別地区指定として 230%割増(内、東京駅 の未利用分は130%)	

別表 東京等と大阪の規制等の比較表(その4)

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例	関連する 会議提言
7 大学設置	大阪では都心部に大学が少ない	示) ※過去には、工場等制限 法(2002年廃止)により都 心での大学の新増設が制 限されていたため、大学が 郊外に移転。し、都心部で	・高層ビル大学: 大阪工業大学 梅田キャンパス (大阪市北区、22階建て、2016 年秋 完成予定)	法政大学 市ヶ谷キャンパ スなど (東京都千代田区、27階建て 2007年) 【規制内容等】 ・大阪と同じ	・教育 (都心への大 学設置)
8 入札制度	創業後1年を経過 しない企業は、公	査要綱第3条(入札参加資格等の決定)・(告示) ・大阪市入札参加資格審	大阪府市では、創業後1年を経過しない企業は、公共調達へ参入ができない。	算がない法人及び申請日の 属する年の1月1日以降に創 業した個人は、公共調達へ参 入ができない。(入札参加資	・創業、ベン チャー企業支援 (公共調達の

別表 東京等と大阪の規制等の比較表(その5)

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例	関連する 会議提言
	て厳しい規制が	規制条例(府民・市民や 事業者の権利を制限し、 又は義務を課するもの)	点検の結果、東京等より厳しい規制 があるもの ・府 17条例 63条項を洗い出し ・市 5条例 12条項を改正(予定含む)		
9 条例•		府理容師法施行条例、大阪府 興行場法施行条例、大阪府 規制に関する条例、大阪府の 社のまちづくり条例、大阪府 【市】建築物における駐車施	条例等 条例、大阪府食品衛生法施行条例、大阪府ふく府美容師法施行条例、大阪府旅館業法施行条例 墓地、埋葬等に関する法律施行条例、大阪府自 が防指定地管理条例、大阪府屋外広告物条例、 景観条例、大阪府風俗営業等の規制及び業務の 設の附置に関する条例、大阪市普通河川管理条 乗車料条例、大阪市印鑑条例施行規則	可、大阪府公衆浴場法施行条係 然環境保全条例、大阪府蜜蜂 大阪府建築基準法施行条例、)適正化等に関する法律施行系	耐、大阪府の飼育の大阪府福★例
審査基準		審査基準(法律・条例に基づく許認可等に関するもの)	点検の結果、東京等より厳しい規制 があるもの ・府 10項目を洗い出し ・市 6項目を改正(予定含む)		
		練法人の設立の認可、道路 許可、総合設計の認定、一定 【市】駐車施設等承認、共同	5審査基準 ・収容定員に係る学則変更の認可、認定こども 管理者以外の者の行う工事の承認、機械室等に 定の複数建築物に対する制限の特例認定、一敷 駐車場指定、工作物の所有権の移転に伴う河川 校及び中学校における指定外・区域外就学の許	関する容積率の例外許可、総 地内認定建築物以外の建築物 敷地の占用許可、化製場外に	合設計の nの認定 おける処

1-3 戦略3 官官規制改革・・・国の自治体に対する規制緩和

- ○民の活用等を自治体で進める上では、地方の実情に応じた取組が不可欠である。 一方、そうした取組を行おうとしても、国が所管法令で細部にわたり全国一律に規制 しており、個別の法令の規制緩和を求めないと各自治体の自主的な取組が展開しに くくなっている。
- 〇例えば、公の施設の民営化や民間運営に関しては、関係事業法により詳細な規制が 課されるとともに、地方自治法をはじめとする法律や政省令、各種通知等の全国一律 の規制にかかる手続きを経なければならず、また、各自治体の条例で地域の実情に 即した規定をすることが認められない項目も多い。
- 〇このように、国が自治体に対して過剰な規制を行っていることが、地方の自主的な取組 を阻害する一因となっている。
- ○本会議では、国や他の自治体では検討されてこなかった、国が自治体を規制する「官官規制」について着目し、従来の個別規制の積み上げとは違う新たな規制改革の手法を、全国に先駆けて提言する。

1-4 提言4 特区制度を活用した規制改革

- ○大阪の成長を推進し、大阪産業を活性化していくためには、民間が自由に活動できる 環境を成長の基盤として整備する必要がある。
- ○そのためには、特定の地域において、規制改革等を総合的かつ集中的に実施し、世界 から様々な人材や企業を呼び込める国の特区制度を活用することが有効である。
- 〇府市においても、昨年9月に、本会議で出たアイデアも参考に、国家戦略特区へ提案しており、特別区域の指定を受けた後は、具体的な規制緩和や制度改革を国へ求めていくこととなる。

【国家戦略特区提案(例)】

- 楽しいまちづくり
 - 楽しい街・大阪高度集密都市特区(容積率緩和) 世界と戦える国際都市プロジェクト(道路高架下や河川空間の利用制限の柔軟化、 利用計画手続きの簡素化)
- 環境、経済世界市場を獲得する環境エネルギープロジェクト(咲洲スマートコミュニティ)世界と戦える国際都市プロジェクト(企業版エンジェル税制等)
- 〇以上のことから、本会議では、規制緩和を推進する様々な特区制度を活用する手法を 提言する。

1-5 提言5 府市連携して継続的に取り組む規制改革

- 〇府市は、平成25年2月に、「府市統合本部」に「規制・サービス改革部会」を設置し、 大阪の改革に必要な規制改革と行政サービスの改善策をこれまで検討している。
- 〇そこで、本会議では、今後とも、府市が連携し、継続的に規制改革を推進するため、 本会議が終了した後も、以下の取組みを継続して行う手法を府市に提言する。
 - ①府市で改善できる項目は、速やかに改革を実現していくこと 改革するために、関係審議会での審議が必要な手続きとして求められるものについては、 速やかな審議を求めること。
 - また、モデルプロジェクトの実施など、規制改革を進めるための先駆的・モデル的な取り 組みが必要なものについては、事業の実施について、早急に検討を行うこと。
 - ②国に規制緩和・制度改革を求める項目は、内閣府の「規制改革ホットライン」への提案をはじめ、特区制度の活用など、様々な手法を用いて、国に働きかけを行うこと。
 - ③これらの取り組みを着実に実行していくため、工程表を作成し、その工程表に基づいて、 所管部局における実施状況を「規制・サービス改革部会」で進行管理を行うこと。また、 進捗管理にあたっては、有識者等の意見もききながら、提言が実現されるよう、戦略的 に取り組むこと。
 - ④時代の変化に応じて、今の規制も合わなくなっていくため、今後とも、事業者の意見等 を求めながら、規制改革を検討していくこと。

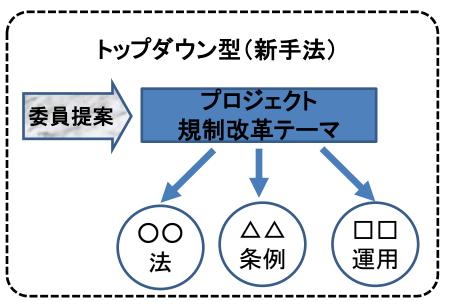
(参考)今後の規制改革の継続的な進め方

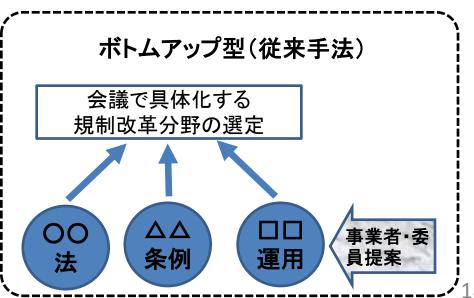


第2章 会議で具体化した個別提言

1. 対象分野

- 〇本会議では、大阪の成長戦略の推進や産業活性化等に資する規制緩和や制度改善 について、外部専門家である委員や住民・事業者の視点から検討することを基本とした。
- 〇そこで、以下の二つのアプローチで、委員や事業者等からの提案を整理し、分野を設定 し、各提言をとりまとめた。
 - ・トップダウン型:新たな手法として、委員から提案のあったプロジェクトや規制改革 テーマに基づき、規制緩和が必要となる法・条例等を抽出
 - ボトムアップ型:従来から行政で行われてきた各種規制のうち、事業者・委員が規制 緩和を求める個別の法・条例等を抽出





【トップダウン型提言】

- •第一次提言(H25.12):楽しいまちづくり
- ・第三次提言(H26.3): 官官規制分野(地方自治法等による自治体規制)

【ボトムアップ型提言】

- ・第二次提言(H26.1):環境エネルギー・経済産業分野
- ・第四次提言(H26.3):建築土地利用・雇用等分野(IT、教育含む)

(参考)委員や住民・事業者からの提案数

分 野	楽しい まちづくり	環境エネルギー• 経済産業	地方自治法	建築土地利用• 労働•教育	その他	計
委員提案	12件	5件	3件	10件	16件	46件
府民·事業者提案	21件	34件	8件	63件	62件	188件

2. トップダウン型提言

本会議では、規制改革の新たな手法として、委員から提案のあったプロジェクト方式や、 規制改革のテーマを踏まえて、それらの実行に必要な規制改革の具体的な個別提言をと りまとめた。

(1)楽しいまちづくり(巻末資料1参照)

日本は、世界で最も規制の厳しい国であり、諸外国に比べて、自由に活動し、幸せを実感できる「楽しさ」が最も欠けていることに問題がある。

そこで、大阪では「楽しいまちづくり」を目指して、2015年10大プロジェクトや民都400年 となる2015年に向けた5つの取組みを推進するための個別の規制緩和を提案した。

(2)官官規制分野(巻末資料3参照)

自治体の経営改革を進める上では、国の事業法が障害となっていることに加えて、 地方自治法等により、国が全国一律に規制し、条例に委ねていないことに問題がある。

そこで、「議会の議決要件」、「公営企業の民営化」、「公の施設の指定管理制度」、

「地方独立行政法人制度」といった4つの事例を挙げて官官規制の緩和を提案した。

3. ボトムアップ型提言

(1)環境エネルギー・経済産業分野

委員やヒアリングを行った事業者から、廃棄物・エネルギー及び創業・ベンチャー企業 支援に関する多数の個別の法・条例等に係る規制緩和の提案があったため、「環境エネル ギー・経済産業分野」をボトムアップ型提言の対象とした。

【提案(例)】

- •一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化
- 再生可能エネルギー等の多様なエネルギー源で構成されるスマートコミュニティの推進
- ・登録免許税の改正や外国人創業基準の緩和 など

これらの提案は、行政事務の効率化、新たなエネルギー社会の構築及び成長産業の振興に必要な規制緩和であり、大阪のみならず全国にも波及効果が見込めるものである。 それぞれの提案内容と規制根拠等は次のとおり。

1)国への提言(環境エネルギー・経済産業分野)

①廃棄物

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
	一般廃棄物と産業 廃棄物の処理の一 元化	・廃棄物処理法の改正 ①一廃と産廃の区分の廃止 ②一廃の市町村の処理規定を廃止 ③一廃処理施設での産廃処理を可能とする。(逆も同じ)	・廃棄物処理法第2条(定義)、第6条の 2(市町村の処理等)、第11条(事業者 及び地方公共団体)

②エネルギー

2上17ル	•		
提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
2	多様なエネルギー 源を活用したスマー トコミュニティ	・電気事業法等の改正(所有権を分離した送電事業者を創設し、一需要家の複数契約を可能とする) ・熱供給事業法の改正(熱供給事業の供給エリアへの供給義務を緩和し、複数の電気事業者が排熱を有効活用できる制度に変更) ・計量法の改正(電気やガス等の各種メータの統合や、計量器でなく通信による計量・課金制度を創設)	 ・電気事業法第19条(一般電気事業者の供給約款等) ・関西電力電気供給約款第11条(供給の単位)) ・電気事業法施行規則附則第17条(一の需要場所の特例) ・熱供給事業法第5条(許可の基準) ・計量法第16条(使用の制限)
3-1	遊休農地を活用し た太陽光発電	・農地法の改正(農地の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー設備への転用許可の手続きの簡素化)	・農地法第4条(農地転用の制限)、第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
3-2	大型河川を活用し たマイクロ水力発電	・河川法の改正(河川への小水力発電設置の際の流水・土地占 用許可の緩和)	河川法第23条(流水の占用許可)、第24条(土地の占用許可)
3-3	市街化調整区域に おける再生可能エ ネルギー発電	・都市計画法の改正(太陽光発電と同様に、バイオマス等の再生可能エネルギーの発電設備の開発許可を不要とする。)	都市計画法第29条(開発行為の許可)。第34条(市街化調整区域での開発許可基準)
3-4	エネルギー分野の 活性化に向けた税 制創設	・相続税法の改正(相続税の非課税対象に、再生可能エネルギーや大規模火力発電所等への投資を追加)	・相続税法第12条(相続税の非課税財 産)
4	新型自動車の普及 に向けた規制緩和	・道路運送車両法、道路交通法の改正 (既に型式認定を受けた車両の部品を新型EVに使用する際の認証を簡素化する規定を追加、試験走行も含めた現行制度では、 自動車の運行は「常に運転手が車両を適正に操縦する」ことが前 提となっていることから、自動走行に関する規定を追加、超小型 モビリティの規定を追加)	・道路運送車両法第3条(自動車の種

③創業・ベンチャー企業支援

	ヘンテヤー止来メ	《1友	
提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
5-1	JSOX法の大幅な緩 和	「内印机削散百音」の徒山我伤の先体/	・金融商品取引法第24条の4の4(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)
5-2	エンジェル税制の 改革	大)	・租税特別措置法第37条の13(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)、第41条の19特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
5-3	登録免許税法の 改正	・登録免許税法の改正(小規模事業者に対する設立登記時における免許税の引下げ、仮登記による会社設立を可能とする。)	・登録免許税法第2条(課税の範囲)
5-4	外国人創業基準 の緩和	・500万円以上/人の出資及び6か月以上の在留要件の廃止	・総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定(通知)・内国株式会社の代表取締役の住所について(通知)

2) 府市への提言(環境エネルギー・経済産業分野)

①創業・ベンチャー企業支援

提案名

提案番号

	加資格の緩和	・大阪府市の入札参加資格要件として、1年以上の営業経験を有していることが規定されていることから、創業後1年間を経過しない企業は、公共調達への参入が出来ない。・これらの資格要件を廃止することによって、創業後間もない企業が公共調達に参入する機会を与え、その成長を促進する	等の決定)・(告示)	
②エネル				
提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠	関係審議会等
2	小水力発電の普及 に向けた規制緩和	・大阪府流水占用料等条例施行規則では、河川占用料の減免の対象となる事業を規定しているが、発電のための流水の占用に係る占用料の減免は、国や地方公共団体等の公共事業のみであり、民間事業は対象外となっているため、民間事業のみであり、民間事業は対象外となっているため、民間事業のみであり、民間事業は対象外となっているため、民間事	·大阪府流水占用料 等条例第5条(占用 料の免除等)	

規制の根拠

提案内容(規制改革、制度改正等)

業者の小水力発電設置に対する占用料の減免を追加する。

関係審議会等

(2)建築土地利用・雇用等分野

委員やヒアリングを行った事業者から、建築土地利用、雇用労働、IT、教育に関する 多数の個別の法・条例等に係る規制緩和の提案があったため、「建築土地利用・雇用等 分野」をボトムアップ型提言の対象とした。

【提案(例)】

- ・既存ストックの有効活用、再生に向けた規制緩和
- ・労働者派遣や労働基準等に関する規制緩和
- ・ビックデータや大学設置基準等の規制緩和 など

これらの提案は、府民・市民の安心居住と活力を推進するとともに、産業人材を育成・確保して大阪産業の活性化に資するほか、大学等の集積を促進して国際競争を勝ち抜く人材を育成でき、大阪のみならず全国にも波及効果が見込めるものである。

それぞれの提案内容と規制根拠等は次のとおり。

1)国への提言(建築土地利用・雇用等分野)

①建築土地利用(既存建築物の再生)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
1-1	一団地の総合的設計制 度の地権者同意の緩和		・建築基準法第86条の5(ーの敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取消し)
1-2	る容積率緩和	・容積率に余裕のない又は既存不適格の住宅・建築物は、容積率の制限があるため、現状の床面積の確保が出来ず、建替えが進まない。 ・耐震性が不足している等、建替えの必要性の高い住宅・建築物は、容積率を緩和して建替えを促進。	·建築基準法第52条(容積率)
1—3	検査済証が無い住宅・ 建築物の増築等の仕組 みづくり	する仕組みを創設。 ①増築・用途変更に伴う建築確認において、一定の適法性を判断する 統一的な基準の策定	・建築基準法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)・同法第7条(建築物に関する完了検査)

②建築土地利用(用途規制緩和)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
2 - 1	住居専用地域における 用途規制緩和	・住居専用地域では、用途規制により、住民介護用事務所を設置できないため、近隣住民の利便上、必要性の高いものについては、用途規制を 緩和。	
2-2	既存不適格建築物の増	なった場合、既存の20%以上の増設ができない。 ・不適格な用途である製造施設だけでなくそれに付属する適格な事務所 や研究所も同じ扱いとなる。 ・既存不適格建築物の指定を受けた事業者が、不適格となる製造施設	・建築基準法第3条第2項 (適用の除外)・同法第86条の7(既存の建 築物に対する制限の緩和)・同法施行令第137条の7(用 途地域等関係)

③建築土地利用(消防関係)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
3	非常用電源設置に関する規 制緩和	・建築基準法では、用途地域に応じて危険物の貯蔵量が規定されており、重油2千L以上の非常用自家発電機は、危険物一般取扱所となり、消防法の設置基準を満たす必要がある。 ・日常の安全性も考慮した上で、災害時のみ稼働する非常用発電機に限定し、設置基準を緩和できないか検討。	・消防法第10条(危険物) (・建築基準法施行令第116条 (危険物の数量))

④建築土地利用(建設業関係)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
4-1	建設業の業種分類の見直し	・建設業法では、28業種に分類しているが、該当がないものがあることから、施工実態や取引実態の変化などを踏まえ、業種区分の見直しを行う。	建設業法第2条(別表第1)建設業許可事務ガイドライン (通達)
4-2	建設業役員の経験年数の緩 和	主川 乳川を受ける。とかじずルコルの 木田モ川 川洋ある 川	・建設業法第7条(許可の基 準)

⑤雇用労働(労働者派遣)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
5-1	建設業の派遣禁止の緩和	・建設業については、現在も派遣が認められておらず、請負によるものとなっているため、建設業の派遣規制を除外。	·労働者派遣法第4条第2号 (労働者派遣業務の制限)
5-2	日雇派遣の禁止の緩和	・日雇業務における派遣社員の需要は高く、1日で100人規模で労働力が必要な時にハローワークで紹介するのは難しいため、1日単位の派遣禁止を緩和。	・労働者派遣法第35条の3(日 雇労働者についての労働者派 遣の禁止)
5-3	登録型派遣の職種制限の 撤廃	・登録型の派遣の派遣現場で26業務の区分に基づく規制は非常 に混乱しているため、登録型派遣業務の範囲の制限を緩和。	·労働者派遣法第40条の2第 1項第1号(労働者派遣の役務 の提供を受ける期間)
5 — 1	労働者派遣業の許可基準 の緩和	・労働者派遣業許可の財産要件(純資産2000万円、預金1500万円 預金は純資産に含まれる)を緩和。	・労働者派遣法第7条(許可の 基準等)・職業安定局長通達(労働者派 遣事業関係業務取扱要領)

⑥雇用労働(労働基準)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
6-1	ホワイトカラーエグゼンプ ション	・ホワイトカラーの業務は多様であり、必ずしも成果を労働時間で測れるものでないため、一律の労働時間で規制すべきではなく、多様な働き方を支えるため、労働時間規制の適用除外に高度な能力を持った人材等を追加。	・労働基準法第32条(労働時間)・労働基準法第41条(労働時間等に関する規定の適用除外)
6-2	労働条件明示の方法		・労働基準法第15条(労働条件の明示)・労働基準法施行規則第5条第3項(労働者へ明示する労働条件)

⑦雇用労働(その他)

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
6-3	都道府県別最低賃金の緩 和	い。 ・今国なるいけ広域で(是低賃全額な)ーオルした上で大都市	・最低賃金法第9条(地域別最低賃金の原則)、第10条(地域別最低賃金の決定)、第12条(地域別最低賃金の改正等)・地域最低賃金公示
6-4	国外にわたる職業紹介の許 可基準の緩和		・職業安定法第31条第1項の有料 職業紹介の許可にかかり、国外に わたる職業紹介の許可基準

®IT

提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
7	ビッグデータの活用	防災・減災、追路父週、教育寺の分野における詳越解決にも つながり、ビッグデータビジネスの活性化は成長の切札となる。 ・保護すべきパーソナルデータの範囲を眼疎化し、個人が特	・個人情報保護法第2条第1項、 ・同法第15条第1項 ・同法第16条第1項(利用目的に よる制限)

9)教育

			
提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
8-1	通信制高校の規制緩 和	・通信制高校は当然全国広域的に行われるものであり、「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うべきという不合理な指導をすべきでない。	・構造改革特区法第12条第2項 ・「構造改革特別区域法第12条第1項 の規定に基づく学校設置会社による 学校設置事業等について」(文科大 臣政務官通知) 内閣府地域活性化推進室通知「学校 設置による学校設置事業に関する取 り扱いについて」
8-2	都心への大学設置	・大阪が戦略的に大学を誘致するにあたり、都市である状況に鑑み、複数の大学が、共同で運動場や、講義場所等を設置し利用することを考え、共同設置することを認めるとともに、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積について柔軟に対応。	 ・学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号) ・大学設置基準(校地、校舎等の施設設置)(昭和31年10月22日文部省令第28号)
8-3	総合国際職業訓練校 の設置	総合国際職業訓練校を誘致し、中小製造業などへの人材供給を支援するとともに、外国人人材の活用を促進。	・出入国管理及び難民認定法

2) 府市への提言(建築土地利用・雇用等分野)

①建築土地利用

	少是未工心的用			
提案番号	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠	関係審議会等
1	掲出の禁止区域に該	・官公署等で民間事業者による屋外広告物(地域案内板等)の掲出需要があるため、公共性に対する一定の配慮を誘導しながら、民間広告物が掲出できるよう、条例の規制緩和を行う。		•大阪府景観審議会
	事前協議等に関する 意見書への速やかな 回答	・建築物等の検査済証を交付を受けるには、大阪市では意見書に関係各課の回答がないと発行されないため時間を要する。 ・まちづくり関連の各制度等の実効性を高めるため、工事完了時に協議事項の履行確認を速やかに行う。	・大規模建築物事前協議 制度をはじめとしたまちづ くりを誘導する各制度等の 実効性を高めるため意見 書の運用	•大阪市開発審査会

(参考)府市規制改革会議開催状況

	検討内容 〇分野別(各論)に関する内容 ム規制改革総論に関する内容
第1回	△大阪府市規制改革会議の進め方
(7月2日)	△規制改革会議で取り上げるべきテーマ
第2回 (8月29日)	△これまでの大阪からの特区提案の棚卸し △今後の大阪府市規制改革会議の進め方(スケジュール) ○「楽しいまちづくり」について、有識者や事業者へのヒアリング結果報告、府民に対する アンケート実施の検討。
第3回 (9月27日)	△府市の国家戦略特区提案の報告 〇「楽しいまちづくり」について、これまでの府市の都市魅力創造施策の棚卸、委員からの 提案説明、有識者や事業者へのヒアリング・府民アンケート等の報告。
第4回	○「楽しいまちづくり」提言(案)とりまとめ
(11月14日)	○「環境エネルギー・経済産業分野」について、委員・事業者等からの規制改革の提案説明。
第5回 (12月17日)	○「環境エネルギー・経済産業分野」提言(案)とりまとめ ○「官官規制(地方自治法等による自治体規制)分野」について、委員・事業者等からの規制 改革の提案説明。 ※楽しいまちづくりを知事に提言(会長・副会長記者会見)
第6回	〇「官官規制(地方自治法等による自治体規制)分野」提言(案)とりまとめ
(1月28日)	〇「建築土地利用・雇用等分野」について、委員・事業者等からの規制改革の提案説明。
第7回(最終)	■最終提言のとりまとめ
(3月28日)	(建築土地利用・雇用等の提言も含む。)

巻末資料

- 1 第一次提言(楽しいまちづくり)
- 2 第二次提言(環境エネルギー・経済産業分野)
- 3 第三次提言(官官規制分野)
- 4 第四次提言(建築土地利用・雇用等分野)